

府中市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム (令和3年度改定)

平成29年2月

1 プログラムの概要

(1) 目的

住宅耐震化を緊急的に促進すべき区域（緊急耐震重点区域）を定め、当該区域を対象とする耐震化の普及啓発に係る取り組み等を計画的かつ積極的に行うことで、住宅の耐震化をさらに促進することを目的とする。

(2) 位置付け

本プログラムは、府中市耐震改修促進計画（第IV章第1「計画の進行管理」）に基づき策定する。

(3) 計画期間

本プログラムの実施期間は、府中市耐震改修促進計画の計画期間と整合させ、平成28年度から令和7年度までとする。

(4) 対象

本プログラムの対象は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された、緊急耐震重点区域内の全ての住宅とする。

2 緊急耐震重点区域の設定

府中市耐震改修促進計画に定める住宅耐震化率の目標の達成には、市内の住宅が満遍なく耐震化を進める必要があることから、市全域を緊急耐震重点区域に設定する。

■ 緊急耐震重点区域

緊急耐震重点区域	府中市全域
----------	-------

3 取組内容

(1) 住宅所有者に対して直接的に行う耐震化促進に係る取組

所有者に対し、資料送付やポスティングといった直接的な手法により住宅の耐震化の重要性や市の支援制度等を啓発し、耐震化に向けた取組の実施を強く促す。

■ 今後の取組内容

時期	取組内容
令和7年度まで	<ul style="list-style-type: none">対象となる住宅所有者への資料送付やポスティングを行う。各戸訪問の結果に基づき、耐震化意向がある所有者へのフォローアップを行う。自治会への回覧による啓発活動を行う。

(2) 耐震診断実施者に対して行う耐震化促進に係る取組

耐震診断助成制度を活用した住宅所有者が適切に耐震改修等に進めるよう、耐震化の促進に係る啓発資料の送付を行う。

■ 今後の取組内容

時期	取組内容
令和7年度まで	<ul style="list-style-type: none">耐震診断の終了後、耐震性を有していない住宅の所有者に対し、耐震改修等の助成制度の案内を行う。前年度に各種耐震化助成制度を活用し、耐震化が済んでいない住宅の所有者に対し、啓発資料の送付により、耐震化に係る周知・啓発を行う。

(3) 改修事業者等の技術力の向上等に係る取組

耐震改修に係る事業者の技術力向上等を目的とし、東京都建築士事務所協会南部支部、むさし府中商工会議所及び関係団体と連携し講習会の開催等に取り組む。

■ 今後の取組内容

時期	取組内容
令和7年度まで	<ul style="list-style-type: none">耐震改修工事業者に対する耐震改修工法等に係る講習会を年1回実施する。耐震改修工事業者リストを作成し、市ホームページや窓口等において公表する。耐震診断実施者に対し、耐震診断助成の結果報告時に、その後の助成事業の案内と併せて、改修事業者リストを提供する。

(4) 耐震化の普及・啓発に係る取組

住宅の耐震化を促進するには、所有者に対して実施している普及・啓発活動の更なる拡充を図ることが重要であることから、様々な手法により情報発信を行う。

■ 今後の取組内容

時期	取組内容
令和7年度まで	<ul style="list-style-type: none">広報紙への支援事業等を掲載する。市ホームページへの耐震化啓発情報を掲載する。自治会・町会を対象として職員を派遣する。(住宅耐震地域啓発隊事業)旧耐震基準の木造戸建て住宅の所有者を対象として建築士を派遣する。(耐震アドバイザー派遣事業)セミナー及び相談会を開催する。市内イベント時において啓発ブースを出展する。市施設等において啓発資料を配布する。

(5) 財政的支援に係る取組

市内の木造戸建て住宅及び分譲マンションの耐震化に要する費用に対する助成を実施する。

4 進行管理

毎年度、耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握し、市ホームページ上に公表する。

また、国や都の方針、市内の住宅耐震化の進捗状況及び市民の耐震化に関するニーズ等を的確に反映し、効果的な取組を行うため、毎年度検証を行い、必要に応じてプログラムの見直しを行う。